

飯塚市税条例(平成18年飯塚市条例第51号)第18条の2の規定に基づき、地方税法(昭和25年法律第226号)及び飯塚市税条例に基づく申告、申請、請求、その他書類の提出(審査請求に関するものを除く。)又は納付若しくは納入に関する期限(以下「納期限等」という。)のうち、次の表に掲げる地域に住所又は居所の所在地(法人等にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地)がある者に係るもので、納期限等が令和8年7月28日以降に到来するものについては、その納期限等を別に告示で定める期日まで延長する。

令和8年8月31日

飯塚市長 武 井 政 一

都道府県	地域
熊本県	八代市、宇土市、宇城市、八代郡氷川町